

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[憲法]

2025年1月18日(土)

10:00～11:00

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[憲法] (80点)

Xは、Y県知事に対して、Y県内における公衆浴場の営業許可申請をした。しかし、Y県知事は、Xによる浴場設置予定地が、公衆浴場法（以下「法」という。）2条3項に基づき公衆浴場の設置場所の基準を定めたY県公衆浴場法施行条例3条の「既設の一般公衆浴場との距離を300メートル以上保たなければならない」とする要件に適合せず、法2条2項にいう「設置の場所が配置の適正を欠く」として、Xの営業許可を認めない旨の通知をした（以下「本件処分」という。）。なお、かような適正配置規制を設けている理由としては、自家風呂の普及に伴い公衆浴場業の経営が困難になっていることから、既存の公衆浴場業者の経営の安定を図ることで自家風呂を持たない国民にとって必要不可欠な厚生施設である公衆浴場自体を確保しようとすることにあり、もって国民の保健及び環境衛生を確保することにあるとされている。

Xは、本件処分の取消しを求める訴えを提起し、当該訴訟において本件処分が違法であることをいうために、憲法上の主張をしようと考えている。Xとしては、具体的にどのような憲法上の主張をすべきかを簡潔に説明した上で、当該主張の当否を検討しなさい。

[参考条文]

公衆浴場法（抜粋）

第2条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。[以下省略]

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県…[途中省略]…が条例で、これを定める。

4 [省略]

Y県公衆浴場法施行条例（抜粋）

第1条 この条例は、公衆浴場法第2条第3項の規定による公衆浴場の設置の場所の配置の基準…[途中省略]…について定めるものとする。

第2条 この条例において「一般公衆浴場」とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。

2 [省略]

第3条 一般公衆浴場を設置しようとする者は、既設の一般公衆浴場との距離を300メートル以上保たなければならない。ただし、知事は、土地の状況その他を考慮し、その距離をしんしゃくすることができる。

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[刑法]

2025年1月18日(土)

11:25～12:25

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、1 ページです。
- 2 問題は1問、解答用紙は2枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[刑法] (80点)

次の文章を読んで以下の(1)から(3)に答えなさい。

「遊ぶ金欲しさにXが通行人Aとすれ違いざまにその財布を抜き取ったところ、これに気付いたAがスリだと叫んだため、これを聞きつけたBがXを追いかけて、Xにあと5メートルほどに迫った。Xは遊び仲間Yがたまたま通りかかったのに気づき、『スリでしくじった。捕まりそうだ。分け前をやるから、助けてくれ。』と叫んだところ、すべてを了解したYがBの顔面を手拳で数発殴り、Bがたじろいだ隙に、XとYはその場から逃走した。XおよびYの罪責を論ぜよ。」という事例問題を考えるにあたり、あなたは、手元にあった刑法の教科書をめくると、以下の叙述を見つけた。

「事後強盗罪が犯罪主体を限定した身分犯であるのか、かりに身分犯であるとしたとき、真正身分犯であるのか、それとも不真正身分犯であるのかをめぐっては、見解の一致を見ない。この点をどのように理解するかは、事後強盗罪の犯人が暴行・脅迫を行う段階において、別の者が初めて関与した場合の共犯の成否の問題との関係で議論されている。

その解決をめぐっては、下級審の裁判例が分かれ、学説が対立する。すなわち、

第Ⅰ説 事後強盗罪は刑法65条1項にいう真正身分犯であるとする見解

第Ⅱ説 窃盗犯人でない者が暴行・脅迫を行うと暴行罪・脅迫罪が成立するのであるから、事後強盗罪は刑法65条2項にいう不真正身分犯であるとする見解

第Ⅲ説 事後強盗罪は身分犯ではないとする見解

がある。」

(1) 上記第Ⅰ説が事後強盗罪を真正身分犯と解する理由を述べた上で、刑法65条1項の文言に照らし、Yに事後強盗罪の共同正犯が成立しうるか否かを論じなさい。(25点)

(2) 上記第Ⅱ説が事後強盗罪を不真正身分犯と解する理由を述べた上で、刑法65条2項の文言に照らし、Yに暴行罪の共同正犯が成立しうるか否かを論じなさい。(25点)

(3) 上記第Ⅲ説が事後強盗罪を身分犯ではなくどのような犯罪として理解するのかを説明し、Yの罪責はどのように法律構成されうるのかを論じなさい。(30点)

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[民法]

2025年1月18日(土)

13:25～14:45

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、2ページです。
- 2 問題は3問、解答用紙は3枚、下書用紙は1枚です。問いごとに解答用紙があります。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

[民法] (100点)

第1問 (30点)

Aは、自己所有の甲土地の賃貸借契約をBとの間で締結した。Bは、甲土地上で駐車場を経営してきたが、賃借権の登記は行われていなかった。

この賃貸借契約が期間満了によって終了したことから、Aは、Bに対して、甲土地の明渡請求を行った。

これに対して、Bは、「甲土地を使用収益に適した状態にするために排水工事を行って、その工事代金を支出した。このため、Aに対して必要費償還請求権（民法608条1項）を有しており、この償還が受けられるまで、甲土地は明け渡さない。」と主張して、甲土地の明渡しを拒んでいる。

次の㊦の場合と㊧の場合について、Bの主張は認められるか、それぞれ理由を付して解答しなさい。

㊦ Bが甲土地の排水工事を行ったのが、賃貸借契約の存続期間中であった場合

㊧ Bが甲土地の排水工事を行ったのが、賃貸借契約が終了し、Aからの明渡請求を受けた後であった場合

第2問 (30点)

Xは、自己所有の甲土地の賃貸借契約をYとの間で締結した。Yは、甲土地上に自己の資金で乙建物を建築し、Y名義の保存登記をして、そこに家族と共に居住してきた。

その後、Yは、Xに何も告げないまま、乙建物を同居の孫娘Dに贈与し（以下「本件贈与」という。）、D名義の登記も行われた。本件贈与は、将来、Yが自分の老後の面倒をDにみてもらうことを期待して行ったものであった。現在、乙建物には、本件贈与の前と同様に、YとDが同居している。

本件贈与の事実を知ったXは、甲土地の賃貸借契約を解除して、Yに甲土地の明渡しを求めたいと考えている。Xは、Yに対して、甲土地の明渡しを求めることができるか、理由を付して論じなさい。

第3問（40点）

G銀行は、S株式会社に対して事業の運転資金として2000万円を貸付期間1年、利息年10パーセントで貸し付けた（以下、この貸付債権を「本件債権」という。）。その際、Sの代表取締役Aは、個人として本件債権を主たる債務とする連帯保証契約をGとの間で書面により締結し、同時に、A所有の本件土地（時価1500万円）に本件債権を被担保債権とする抵当権をGのために設定し、その旨の登記が行われた。さらに、B株式会社は、Sの委託にもとづき、本件債権を主たる債務とする連帯保証契約をGとの間で書面によって締結した。

その後、Sは、経営状況が急速に悪化して債務超過となり、本件債権の弁済期が到来してもGに全く債務を弁済しなかった。このため、Bが元本及び利息あわせて2200万円の全額をGに対して支払った。

- (1) Bは、Sに対して、どのような法的根拠に基づいてどのような請求をすることができるか、理由を付して解答しなさい。
- (2) Bは、Aに対して、どのような法的根拠に基づいてどのような請求をすることができるか、理由を付して解答しなさい。

広島大学法科大学院

法 律 科 目 試 験

[商法・民事訴訟法]

2025年1月18日(土)

15:10～16:10

注 意 事 項

- 1 ページ数は、表紙を除いて、2ページです。
- 2 問題は商法1問、民事訴訟法2問、解答用紙は商法1枚、民事訴訟法1枚、下書用紙は1枚です。解答用紙の記載を確認し、所定の解答用紙を使用してください。
- 3 解答は所定の解答用紙に横書きで書いてください。罫線外及び裏面を使用してはいけません。なお、使用する筆記用具の指定はありません。
- 4 解答用紙の所定の箇所には、受験番号のみを記入してください。氏名を書いてはいけません。
- 5 配布した解答用紙は持ち出してはいけません。
- 6 試験時間の途中で退室することはできません。
- 7 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ってください。

〔商法〕（３０点）

株式（振替株式を除く。）の譲渡に関して述べた次の（１）から（３）の問いに答えなさい。なお、それぞれは独立した問題である。

（１）①株券を発行する旨の定款の定めがない甲株式会社の株主Ａが、当該株式をＢに譲渡するための方法及び②Ｂが、当該株式の譲渡を甲社に対抗するための方法について、説明しなさい。

（２）①株券を発行する旨の定款の定めがある甲株式会社の株主Ａが、当該株式に係る株券が発行された後において、当該株式をＢに譲渡するための方法及び②Ｂが、当該株式の譲渡を甲社に対抗するための方法について、説明しなさい。

（３）①株券を発行する旨の定款の定めがある甲株式会社の株主Ａが、当該株式に係る株券が発行される前において、当該株式をＢに譲渡するための方法及び②Ｂが、当該株式の譲渡を甲社に対抗するための方法について、論じなさい。

[民事訴訟法] (30点)

第1問 (20点)

重複起訴の禁止とは何か。民事訴訟法上の根拠となる条文や制度趣旨に触れつつ、その意義、要件（どのような場合に別訴提起が禁止されるか）、効果（重複起訴がなされた場合の取扱い）について、説明しなさい。

第2問 (10点)

Xは、Yに1000万円を貸し付けたとして、Yに対し、そのうちの一部であることを明示した上、700万円の貸金の返還を求める訴えを提起した。これに対し、Yは、当該貸付けの事実を認めた上で、全額を返済していると主張し、請求棄却の判決を求めた。審理の結果、裁判所は、Yが弁済したのは、貸金1000万円のうち400万円であるとの心証を得た。

裁判所は、どのような判決をするべきか、論じなさい。